

概要版

松伏町第6次総合振興計画

基本構想(2024年度-2033年度) 前期基本計画(2024年度-2028年度)



みんなの笑顔を未来へつなぐ
緑あふれるまち まつぶし

Matsubushi town

令和6年



松 伏 町



「みんなの笑顔未来へつなぐ
緑あふれるまち まつぶし」

の実現に向けて

総合振興計画は、本町がめざす10年後の将来像を掲げ、その実現に向け、進むべき方向性を定めるまちづくり全体の指針となるものです。これまで昭和54年の当初策定以後、5次にわたる改定を重ねながら、町を取り巻く社会状況に応じ、計画的なまちづくりを進めてまいりました。

そして、令和の時代を迎えた今、人々のライフスタイルや価値観は多様化し、全国的な人口減少や激甚化する自然災害、デジタル技術の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化を迎えております。この様な先を見通すことが難しい時代において、町民の皆様と輝かしい未来を切り開いていくという想いを込め、この度松伏町第6次総合振興計画を策定しました。

本町が次世代へつながる持続可能なまちであるためには、これからの世代を担う若者や子育て世代への支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境を築くほか、共に支え合い、誰もが安心して暮らせる全てのひとにやさしいまちづくりに取り組んでいく必要があります。また、計画的な土地利用を図り、活気とにぎわいのあるまちを次世代へつなげていく必要があります。

今後はこの新たな総合振興計画に基づき、町民や事業者の皆様と連携しながら、創意と工夫を持って、町の将来像である「みんなの笑顔未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし」の実現に取り組んでまいります。

最後に、本計画策定にあたりまして、町議会、総合振興計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略審議会並びに町民意向調査及びパブリックコメントなどを通じて貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に心より感謝申し上げますとともに、引き続き町政の運営につきまして一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

2024年（令和6年）3月

松伏町長 鈴木勝

基本構想

計画の期間

2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）までの10年間

町の将来像

みんなの笑顔未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし

まちづくりの基本理念

1.ひとが育つまち

2.ひとがつながるまち

3.ひとが輝くまち

将来目標人口

2033年度（令和15年度）の将来目標人口を28,000人と設定します。

まちづくりの目標

- 大綱1 未来を担うこどもたちが健やかに育ち、生きる力をはぐくむまちづくり
- 大綱2 地域で支え合い、いきいきと暮らせるまちづくり
- 大綱3 互いを認め合う、町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
- 大綱4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
- 大綱5 持続可能で利便性の高い快適空間のまちづくり
- 大綱6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり
- 大綱7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

重点戦略（リーディングプロジェクト）

重点戦略（リーディングプロジェクト）とは基本構想の実現に向けて各施策の中でも重点的に取り組むことで、計画全体を先導していく役割を担う施策をとりまとめたものです。

本町においては以下の2つを重点戦略（リーディングプロジェクト）として基本計画に位置付けることで将来像の実現をめざします。

1) こどもや高齢者にやさしいまちづくり

2) 次世代につなぐ活気とにぎわいのあるまちづくり

土地利用構想

「活性化推進地区」

職住近接と核づくりによる新市街地区域

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、計画的な土地利用を推進しつつ、職住近接をめざした企業誘致を進めます。

また、松伏らしい文化や地域資源を対外的に発信するとともに、町民の交流の場の拠点として、また、町民の期待の高い公共交通の拠点として、事業採算性などを踏まえ、バスターミナルを併設した道の駅の設置を推進していきます。

さらに、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなり、コミュニティの要となる交流の場づくりをめざした核づくりに努めます。

北部地区の拠点区域

北部サービスセンターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。

行政・防災拠点区域

町の行政サービス提供の拠点である役場や、大規模災害時などにおいて防災拠点となる防災備蓄センターについて機能の充実に努めます。

土地利用検討エリア

「職住近接と核づくりによる新市街地区域」の土地利用は引き続き推進しつつ、新たに(都)東埼玉道路の整備に伴い、①町北部の(都)東埼玉道路沿い、②町南部の(都)東埼玉道路沿い、③町南西部の(都)浦和野田線付近の広域幹線道路沿線の3箇所について今後、企業誘致などの土地利用を検討します。



基本計画

計画の構成と期間

年 度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)	2033 (令和15)
基本構想	10カ年									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
松伏町 まち・ひと・しごと 創生総合戦略										

7つのまちづくりの目標と2つの重点戦略（リーディングプロジェクト）

町の将来像や将来目標人口の実現を図るため、基本構想に掲げた7つの「まちづくりの目標」に基づく施策項目ごとの取組を総合的に推進します。

併せて、基本構想の実現に向け、各施策の中でも重点的に取り組む2つの重点戦略（リーディングプロジェクト）を基本計画に位置付けます。



未来を担う子どもたちが健やかに育ち、
生きる力をはぐくむまちづくり
～子育て、教育～

1 子育て家庭への支援

- (1) 子育て支援サービスと相談支援体制の充実
- (2) 子育て家庭の負担軽減

2 子育てを支える環境づくり

- (1) 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進
- (2) 地域における子育て支援
- (3) 子育て関連施策の推進
- (4) 青少年の健全育成の推進



3 特色ある学校教育の推進

- (1) 「生きる力」をはぐくむ教育の充実
- (2) 学習しやすい教育環境の充実
- (3) 地域・家庭との連携

地域で支え合い、
いきいきと暮らせるまちづくり
～健康、福祉、社会保障～

1 健康づくりの推進

- (1) 健康づくり活動の支援
- (2) 高齢者の健康づくりの支援
- (3) 地域保健の充実
- (4) 地域医療体制の拡充



2 地域共生社会の推進

- (1) 重層的支援体制の推進
- (2) 地域福祉の活動の推進

3 高齢者福祉の推進

- (1) 地域包括ケア体制の充実
- (2) 生活支援と介護予防の推進
- (3) 生きがいづくり・活躍の促進
- (4) 在宅介護支援の推進

4 障がい者（児）福祉の推進

- (1) 自立と社会参加の促進
- (2) 相談支援の充実
- (3) 地域生活支援の拡充



5 社会保障制度の健全運営

- (1) 医療保険制度の適正な運営
- (2) 介護保険制度の適正な運営
- (3) 国民年金の啓発

互いを認め合う、町民主体の
地域コミュニティ豊かなまちづくり
～人権、地域コミュニティ、スポーツ・芸術・文化～

1 人権の尊重

- (1) 啓発・教育活動の推進
- (2) 人権相談体制の充実

2 多様性の尊重とジェンダー平等の推進

- (1) 多様性の尊重
- (2) 男女共同参画の推進
- (3) 男女が共に活躍できる環境づくり

3 協働によるまちづくり

- (1) 町民参画の仕組みづくり
- (2) 協働の担い手の育成



4 地域コミュニティの推進

- (1) コミュニティ意識の啓発
- (2) 自治会活動の活性化の促進
- (3) 多文化共生の推進

5 スポーツ・芸術・文化活動の推進

- (1) 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実
- (2) 芸術・文化活動の充実
- (3) 多様な学習機会の提供
- (4) 広域交流の充実



活気あふれるにぎわいのまちづくり
～産業振興～

1 農業の振興

- (1) 農業経営を担う人材確保
- (2) 農地の保全・有効利用
- (3) 経営の効率化



2 商工業の振興

- (1) 企業誘致の推進
- (2) 商工業の活性化
- (3) 観光振興への取り組み

3 雇用の促進と勤労者支援

- (1) 雇用安定の促進
- (2) 勤労者支援の推進



持続可能で利便性の高い 快適空間のまちづくり ～生活基盤整備～

1 地域の特性にあったまちづくりの推進

- (1) 適切な土地利用の推進
- (2) 地域の特徴にあったまちづくりの推進
- (3) 景観の保全・活用
- (4) 特色あるまちなみ景観の形成

2 道路網の整備

- (1) 幹線道路の整備
- (2) 生活関連道路の整備
- (3) 道路環境の整備



3 持続可能な公共交通の整備と拠点づくり

- (1) 地域公共交通の維持と環境整備
- (2) 高速鉄道東京8号線の整備促進
- (3) 地域公共交通活性化協議会の設置

4 快適な生活環境

- (1) 下水道施設の利用促進と長寿命化
- (2) 下水道雨水幹線等の整備と長寿命化
- (3) 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- (4) 上水道の充実

5 水と緑のネットワークの形成

- (1) 公園・緑地の整備充実
- (2) 緑化の推進
- (3) 水辺空間の利用促進



安全・安心な暮らしのできるまちづくり ～生活環境、安全・安心、防災～

1 環境にやさしいまちづくりの推進

- (1) 未来につながる地域環境の実現
- (2) 快適な生活環境の保全と創出
- (3) 環境負荷の低減
- (4) 空家等対策の推進



2 資源循環社会の推進

- (1) ごみの排出抑制と資源化の推進
- (2) 安定的なごみ処理体制の構築

3 交通安全・防犯体制の充実

- (1) 交通安全の推進
- (2) 防犯体制の強化

4 防災・消防・救急対策の充実

- (1) 防災体制の強化
- (2) 災害に強いまちづくりの推進
- (3) 消防・救急体制の充実



5 安全な消費生活への支援

- (1) 消費者の自立の支援
- (2) 消費者相談体制の充実

効率的で質の高い 町政運営を進めるまちづくり ～行財政運営～

1 効率的な行政運営

- (1) 効率的な行政運営
- (2) SDGs達成への貢献

2 健全な財政運営

- (1) 計画的な財政運営
- (2) 財源の確保
- (3) 財政健全化の推進



3 広域行政の推進

- (1) 近隣自治体との連携強化
- (2) 広域処理業務の充実

4 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

- (1) 行政のデジタル化の推進
- (2) デジタル技術を活用したまちづくり

5 シティプロモーションの推進

- (1) 地域への愛着や誇りの醸成
- (2) 魅力の情報発信

地区別計画

町内の自然、文化、歴史などのさまざまな資源や特性を活かし、個性豊かで活気あるまちづくりを進めるため、町内を市街化区域と市街化調整区域の別や、大字区分などをもとに、4つの地区に分け、町民とともにきめ細かいまちづくりを進めていきます。

※下記の項目は、各地区におけるまちづくりの施策から主なものを抜粋しています。

北部地区

- 北部サービスセンター機能の充実
- (都)東埼玉道路沿いの土地利用の検討
- 農業の担い手への農地の集積、集約化の促進と首都近郊の立地を生かした都市型農業の推進
- 豊かな自然環境や景観、史跡、遺跡の保全・活用
- 河川環境や緑豊かな自然環境などの保全

大字築比地の全域
大字金杉の全域
大字魚沼の全域
大字大川戸のほぼ全域

中央西部地区

- (都)浦和野田線付近の土地利用の検討
- (都)浦和野田線の未整備箇所の整備促進
- 松伏総合公園・松伏記念公園など整備済み公園の維持管理
- 河川環境や緑豊かな自然環境など多様な環境の保全

中央東部地区

- 高速鉄道東京8号線松伏新駅周辺エリアの開発の研究
- (都)東埼玉道路、松伏インターチェンジ周辺エリアの開発の推進
- (都)東埼玉道路の整備促進
- (都)浦和野田線の未整備箇所の整備促進
- 高速鉄道東京8号線の整備促進

田島東の全域
田島南の全域
大字松伏の一部地域
大字田島の一部地域

田島東を除く
市街化区域全域

南部地区

- (都)東埼玉道路沿いの土地利用の検討
- 優良農地の保全と遊休農地の解消及び有効利用
- 農業の担い手への農地の集積、集約化の促進と首都近郊の立地を生かした都市型農業の推進
- (都)東埼玉道路の整備促進
- 河川環境や緑豊かな自然環境などの保全

大字松伏の一部地域
大字上赤岩の全域
大字下赤岩の全域

ライフステージ別計画



子育て、教育、スポーツ・芸術・文化、健康、福祉の分野などを中心に、代表的な取り組みをライフステージごとにまとめました。

各ステージに掲載している項目以外にも、さまざまな取り組みを行ってまいります。



乳幼児期（概ね0～5歳）

- ◆子育て支援サービスと相談支援体制の充実
- ◆子育て家庭の負担軽減
- ◆幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進
- ◆地域における子育て支援
- ◆子育て関連施策の推進
- ◆公園・緑地の整備充実

学齢期（概ね6～14歳）

- ◆「生きる力」をはぐくむ教育の充実
- ◆学習しやすい教育環境の充実
- ◆地域・家庭との連携
- ◆子育て支援サービスと相談支援体制の充実
- ◆青少年の健全育成の推進

青年期（概ね15～29歳）

- ◆人権、多様性の尊重とジェンダー平等の推進
- ◆協働によるまちづくり
- ◆地域コミュニティの推進
- ◆青少年の健全育成の推進
- ◆生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実
- ◆芸術・文化活動の充実
- ◆商工業・観光の振興

壮年期（概ね30～64歳）

- ◆健康づくり活動の推進
- ◆地域共生社会の推進
- ◆人権、多様性の尊重とジェンダー平等の推進
- ◆協働によるまちづくり
- ◆地域コミュニティの推進
- ◆生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実
- ◆芸術・文化活動の充実
- ◆商工業・観光の振興

高齢期（概ね65歳以上）

- ◆健康づくりの推進
- ◆地域共生社会の推進
- ◆地域包括ケア体制の充実
- ◆生活支援と介護予防の推進
- ◆生きがいづくり・活躍の促進
- ◆在宅介護支援の推進
- ◆地域コミュニティの推進
- ◆生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実
- ◆芸術・文化活動の充実
- ◆安全な消費生活への支援



松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)

「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」の成果や課題などを踏まえ、デジタル技術の活用などにより、人口減少問題の克服と地方創生をこれまで以上に推進することを目的とし、戦略的視点に立って進めるべき施策を示す「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)」を策定します。

なお、策定にあたり、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案するとともに、「松伏町第6次総合振興計画」の中に「松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第3期)」を位置付け、一体的に取り組むことで両計画の取組を効果的に推進していきます。

基本目標1 生活の柱となる働く場の確保

労働環境の向上を推進するとともに、広域幹線道路沿いへの企業誘致など、職住近接のまちづくりを進め、町内事業者の活性化や雇用の拡大、税収の増大を図ります。

【数値目標】

●法人町民税の申告事業者件数

2022年度(令和4年度): 791社

→2028年度末(令和10年度末): 880社

- 施策1 労働環境の向上支援
- 施策2 企業の支援と誘致
- 施策3 職住近接のまちづくり

基本目標3 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

デジタル技術の活用などにより、教育環境の充実や、子育てを支える環境づくりを推進します。また、地域との連携により、交通安全対策や防犯対策を図り、子どもたちが安全・安心に暮らせる環境づくりに取り組みます。

【数値目標】

●年少人口(0~14才)

2022年度(令和4年度): 2,923人

→2028年度末(令和10年度末): 2,893人

- 施策1 町の特色を活かした教育環境の充実
- 施策2 子育て世帯への支援
- 施策3 こどもが安全・安心に暮らせる環境づくり

基本目標2 町や人がつながる魅力づくり

職住近接のまちづくりを推進し、若者の転出抑制と子育て世帯の転入促進を図るとともに、戦略的にシティプロモーションを推進します。

さらに、スポーツ・芸術・文化活動、地域コミュニティの活性化や健康づくりを図るとともに、多文化共生や相互理解を促進します。

【数値目標】

●社会増減※1数

過去5年間※2の平均: -107人

→2028年度末(令和10年度末): ±0人

- 施策1 転出抑制・転入しやすい環境づくり
- 施策2 シティプロモーションの展開
- 施策3 多文化・多世代交流の推進

基本目標4 生活利便性を高めるまちづくり

町民の交流の場として町のにぎわいを創出するとともに、交通基盤整備を推進します。また、デジタル技術を活用し、地域課題の解決や住民サービスの向上を図ります。

【数値目標】

●町の事業やサービスを総合的に評価した場合の満足度の割合

2022年度(令和4年度): 71%

→2028年度末(令和10年度末): 76%

●道路・公共交通機関の整備の満足度の割合

2022年度(令和4年度): 33.9%

→2028年度末(令和10年度末): 38.9%

- 施策1 拠点の整備と活性化の推進
- 施策2 交通基盤整備の推進

※1 社会増減: 転入者数から転出者数を引いた人数

※2 過去5年間: 2018年度(平成30年度)から
2022年度(令和4年度)まで



松伏町

2024年(令和6年)3月発行

発行 / 松伏町
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
HP:<http://www.town.matsubushi.lg.jp/>
編集 / 松伏町企画財政課 総合政策担当
TEL:048-991-1818(直通)



Matsubushi town